

公立大学法人大阪教職員給与規程

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第57条の規定に基づき、教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員のうち就業規則第57条第4号に掲げるものをいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 教職員の給与は、給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及びクロスアポイントメント手当とする。

第2章 給料の支給基準

(給料)

第3条 教職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表(1) (別表第1)
- (2) 一般職給料表(2) (別表第2)
- (3) 教育職給料表 (別表第3)
- (4) 看護職給料表(1) (別表第4)

(職務の級の決定)

第5条 教職員の職務の級（給料表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、公立大学法人大阪教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところにより決定する。

(初任給の決定)

第6条 新たに教職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格等による給料決定)

第7条 教職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇給等規程の定めるところにより決定する。

(昇給)

第8条 教職員の昇給は、昇給等規程に定める日に、同規程で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、同規程に定める基準に従い決定するものとする。

2 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

3 休職となった教職員が復職したときその他他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、昇給等規程で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の調整額)

第9条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、給料表の給料月額をもって給料とすることが適当でないとき認められるときは、調整額を支給する。

2 前項の規定により調整額を支給する教職員は別表第5に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。

3 前2項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(給料支給の始期及び終期)

第10条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。

2 教職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第38条第8項及び第39条から第42条までの規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。

(1) 次号から第5号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。

(2) 離職又は死亡の日に第45条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。

(3) 就業規則第31条(第2号及び第8号に掲げる場合を除く。)の規定により解雇とされた者及び就業規則第53条の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。

(4) 公立大学法人大阪教職員退職手当規程第4条の適用を受ける者については、その離職の日までの給料を支給する。

(5) 就業規則第18条の転籍出向の命令に応じて退職した者については、その退職の日まで給料を支給する。

(6) その他公立大学法人大阪(以下「本法人」という。)の要請に応じて人事交流等のため退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

(7) 前各号に掲げるもののほか、当該教職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。

- 3 離職した教職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50条）に基づき大阪府（以下「府」という。）又は大阪市（以下「市」という。）から派遣されていた者が、本法人のみと雇用契約を結ぶ教職員となるために府又は市を退職した場合を含む。）が即日又はその翌日教職員になった場合の給料支給については、引き続き在職するものとみなすことができる。

（給料の日割計算）

第11条 前条の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）に規定する休日をいう。）の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

第3章 諸手当の支給基準

（管理職手当）

第12条 管理又は監督の地位にある教員には、管理職手当を支給する。

- 2 前項に規定する教員は、別表第6に掲げる職にある者とし、同表の区分欄に定める区分に応じて支給する。

（管理職手当の始期、終期及び日割計算）

第13条 月の中途において、管理職手当を受けるべき職に採用され又は管理職手当を支給すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当を支給し、管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当の額を改定し、退職し又は管理職手当を支給すべき事由が消滅した場合はその日から管理職手当を支給しない。

- 2 前項の場合の管理職手当の計算にあたっては、第11条の規定を準用し、日割計算する。

（職務負担手当）

第14条 法令に定められる職務等に従事する教職員のうち、その職務の複雑、困難又は責任の度に一定の給与上均衡の配慮が求められるものであつて、かつその職務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに対しては、職務負担手当を支給する。

- 2 前項の規定により職務負担手当を支給する教職員の範囲、職務負担手当の支給額その他職務負担手当の支給に関し必要な事項については、公立大学法人大阪教職員職務負担手当規程に定める。

（初任給調整手当）

第15条 次の各号に掲げる職に新たに採用された教職員には、公立大学法人大阪教職員初任給調整手当規程（以下「初任給調整手当規程」という。）に定める期間及び額の範囲内で、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後、初任給調整手当規程に定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当を

支給する。

- (1) 医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事する教員のうち、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する医師免許証（以下同じ。）又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）に規定する歯科医師免許証を有するもの
 - (2) 前号の職以外の職で特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので初任給調整手当規程に定めるもの
- 2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前 2 項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給額については、初任給調整手当規程に定める。

（扶養手当）

第 16 条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、教職員と生計を一にし、かつ、主としてその教職員の収入により生計を維持するものをいう。
- (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
 - (3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
 - (4) 60 歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (6) 心身に著しい障害がある親族
- 3 扶養手当の月額は、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が 4 級である者（以下「4 級教員」という。）にあつては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1 人につき 10,000 円とする。
- 4 扶養親族たる子で 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000 円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養の届出）

第 17 条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第

3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(扶養手当支給の始期及び終期)

第18条 扶養手当は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においては、その教職員となった日から、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある4級教員が4級教員以外の教職員となった場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(前条第1号に該当する事実が生じた扶養親族の誕生日が4月1日であるときは、その事実が生じた日の属する月)から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月(扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月)からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

2 扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある教職員で4級教員以外のものが4級教員となった場合又は教職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日(第16条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日)の属する月をもって支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。

3 月の途中において扶養手当が発生し、又は消滅した場合におけるその月の扶養手当の支給額の計算については、第11条の規定を準用し、日割計算する。

(地域手当)

第19条 教職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、給料の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の11(東京都の特別区の存する地域に在勤する教職員にあつては、100分の14)(第38条に規定する休職者(ただし、第8項に規定するものを除く。))については、給料、給料の調整額及び扶養手当の月額の合計額)を乗じて得た額とする。

(地域手当の始期及び終期)

第20条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され又は退職した場合の地域手当については、第10条及び第11条の規定を準用して、計算する。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して支給する。ただし、公立大学法人大阪教職員住居手当規程(以下「住居手当規程」という。)で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っている教職員
 - (2) 第 25 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当規程に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、27,000 円（前項第 1 号に掲げる教職員のうち同項第 2 号に掲げる教職員でもあるものにあつては、その額に 2 分の 3 を乗じて得た額）を超えない範囲内において、同項各号に掲げる教職員の区分に応じて住居手当規程で定める。

（住居の届出）

第 22 条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 前条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 住居手当を受けている教職員の住居、家賃の額その他住居手当の月額を変更する事由があつたとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

（住居手当支給の始期及び終期）

第 23 条 住居手当の支給は、教職員が新たに第 21 条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同項の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当は、これを受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合（同額に改定する場合を含む。）について準用する。

（通勤手当）

第 24 条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。ただし、公立大学法人大阪教職員通勤手当規程（以下「通勤手当規程」という。）で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で、通勤手当規程で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする教職員

2 通勤手当の額は、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として通勤手当規程で定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき通勤手当規程で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

(2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

（単身赴任手当）

第25条 事業場を異にする配置転換又は勤務する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他公立大学法人大阪教職員単身赴任手当規程（以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該配置転換又は事業場の移転の直前の住居から当該配置転換又は事業場の移転の直後に勤務する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（単身赴任手当の届出）

第26条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに前条第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

(単身赴任手当支給の始期及び終期)

第27条 第23条の規定は、単身赴任手当の支給について、準用する。

(特殊勤務手当)

第28条 教職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるときは、その勤務の特殊性にかんがみ、業務能率及び技能の高揚に応ずるように定めた特殊勤務手当を支給することができる。

- (1) 身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与える勤務
 - (2) 過度の疲労又は不快を伴う勤務
 - (3) 著しく複雑又は困難な勤務その他通常の勤務と異なった特殊な勤務
- 2 特殊勤務手当の種類及び支給される教職員の範囲並びにその額は、公立大学法人大阪教職員特殊勤務手当規程（以下「特殊勤務手当規程」という。）で定める。

(時間外勤務手当)

第29条 勤務時間等規程第2章又は第3章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務した教職員には、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 勤務時間等規程第8条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の勤務（第2号に掲げるものを除く。） 100分の125
 - (2) 休日以外の日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの 100分の150
 - (3) 休日の勤務（第4号に掲げるものを除く。） 100分の135
 - (4) 休日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの 100分の160
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第9条後段の規定による勤務時間の割振変更により、所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、週当たり38時間45分を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてした勤務の時間が1月について45時間を超え60時間以下の教職員には、その45時間を超え60時間

以下勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100分の130(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の155)

(2) 所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてしたもの 100分の30

4 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてした勤務の時間が1年間(4月1日から翌年の3月31日まで)について360時間を超えた教職員には、その360時間を超えて勤務した全時間(次項に掲げる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100分の130(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の155)

(2) 所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてしたもの 100分の30

5 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 所定の勤務時間として週当たり38時間45分を超えてしたもの 100分の50

6 時間外勤務手当の計算において、勤務の区分が前各項に重複して該当するときは、最も高い支給割合によるものとする。

7 前項までの規定にかかわらず、勤務時間等規程第3章の規定が適用される教職員の時間外勤務手当の支給については、別に定める。

(夜間勤務手当)

第30条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した教職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(管理職員深夜勤務手当)

第31条 勤務時間等規程第15条の規定の適用を受ける教職員(以下「管理監督者」という。)が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を管理職員深夜勤務手当として支給する。

2 前2条の規定は、管理監督者には適用しない。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第 32 条 前 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

$$\frac{\text{「給料(調整額含む)の月額」} + \text{「管理職手当の月額」} + \text{「これらに対する地域手当の月額」} + \text{「初任給調整手当の月額」} + \text{「職務負担手当の月額」}}{\text{「週勤務時間」} \times 52/12}$$

2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

3 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する 1 週間当たりの勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日

4 第 2 項に規定する週勤務時間に 12 分の 52 を乗じたものに 30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げる。

（時間外勤務手当等の計算）

第 33 条 前 4 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

2 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、30 分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数を生じたときはこれを 1 時間に切り上げる。

（宿日直手当）

第 34 条 勤務時間等規程第 18 条に規定する宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命じられて勤務した教職員には、次の各号に掲げる勤務 1 回につき、当該各号に定める金額を宿日直手当として支給する。

(1) 勤務時間 5 時間未満の場合 3,350 円

(2) 勤務時間が午前 9 時から午後 1 時までの場合 3,350 円

(3) 理事長が定める勤務に従事する場合 理事長が定める金額

2 前 5 条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第 29 条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

（時間外勤務手当等の特例）

第 35 条 監視又は断続的勤務に従事する教職員については、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前 6 条の規定にかかわらず、別段の定めをすることがある。

(クロスアポイントメント手当)

第 36 条 本法人及び他機関の教員等の双方の身分を有しながら本法人及び他機関の業務を行う教職員（以下「クロスアポイントメント教職員」という。）には、本法人と他機関の間で締結する協定において、本法人が給与を一括支給する場合に支給すべき給与の額が、クロスアポイントメント制度の適用がないものとした場合における給与相当額を上回るときは、その差額相当額をクロスアポイントメント手当として支給することがある。

2 前項のほか、クロスアポイントメント制度の適用期間において、特段の事情があるときは、本法人はクロスアポイントメント教職員に対して必要な補てんを行うためにクロスアポイントメント手当を支給することがある。

第 4 章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当及び勤勉手当)

第 37 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する教職員には、公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末手当規程」という。）に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

第 5 章 休職者等の給与

(休職者の給与)

第 38 条 就業規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定により休職となった者（次項及び第 3 項に定めるものを除く。）に対しては、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給し、満 1 年を超えてからは、給与を支給しない。

2 結核性疾患にかかり就業規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定による休職となった者に対しては、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。満 2 年を超えてからは、給与を支給しない。

3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により就業規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定による休職となった者に対しては、給与の全額を支給する。

4 就業規則第 21 条第 1 項第 2 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給する。

5 就業規則第 21 条第 1 項第 3 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給する。

- 6 就業規則第 21 条第 1 項第 4 号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給する。
- 7 就業規則第 21 条第 1 項第 5 号の規定による休職者に対しては、その休職期間中、その者が本法人において勤務した場合に受けるべき給与から出向先から受け取った給与を差し引いた額以内の給与を支給することがある。
- 8 就業規則第 21 条第 1 項第 6 号の規定による専従休職（以下「専従休職」という。）となった教職員には、その間、給与を支給しない。
- 9 就業規則第 21 条第 1 項第 7 号の規定により休職となった場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。
- 10 前各項に規定するもののほか、休職となった教職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（停職者の給与）

第 39 条 就業規則第 53 条第 3 号の規定による停職（以下「停職」という。）とされた教職員には、その間、給与を支給しない。

（育児・介護休業者の給与）

第 40 条 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業及び介護休業を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

（育児短日数勤務の期間中の給与）

第 41 条 育児・介護休業規程に規定する育児短日数勤務をしている教職員のその間の給与については、公立大学法人大阪育児短日数勤務をしている教職員の給与に関する規程に定めるところによる。

（自己啓発等休業者の給与）

第 42 条 公立大学法人大阪教職員の自己啓発等休業に関する規程に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

（業務傷病休業等の間の給与）

第 43 条 就業規則第 47 条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）となった教職員には、その間、給与の全額を支給する。

（休職前後の給与支給の変更）

第 44 条 教職員が月の中途において、前 6 条に規定する休職、停職、育児休業、介護休業、育児短日数勤務、自己啓発等休業又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、

又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当は、第 11 条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

- 2 前項の場合において、通勤手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当の計算については、それぞれ通勤手当規程、特殊勤務手当規程及び期末手当規程において定める。
- 3 月の初日から引き続いて休職等となっていたものが、月途中で復職等となった場合は、その教職員にかかる給料をその日以後速やかに支給するものとする。

第 6 章 給与の減額

(給料の減額)

第 45 条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第 20 条に規定する年次有給休暇
 - (2) 勤務時間等規程第 27 条第 1 項に規定する特別休暇
 - (3) 就業規則第 62 条第 2 項及び第 63 条第 2 項並びに勤務時間等規程第 31 条に規定する病気休暇
 - (4) 勤務時間等規程第 33 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
 - (5) 就業規則第 19 条に規定するクロスアポイントメント制度による出向の期間における出向先での所定の勤務日（出向先から当該所定の勤務日について給与を受けていないと認められる場合で、この項により給料を減じることとなる事由に相当する事由がないときに限る。）
 - (6) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない 1 日につき 1 日当たりの給料の額の 100 分の 50 をその者に支給すべき給料の額から減額する。
 - (1) 勤務時間等規程第 31 条に定める病気休暇の期間及び就業規則第 62 条第 1 項第 2 号（同号に準ずる者として第 3 号の適用を受ける者を含む。以下同じ。）により就業を禁止され同条第 2 項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続く休日、就業規則第 44 条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1 日未満の欠勤は 1 日とみなす。）の期間が引き続き 90 日を超える場合
 - (2) 就業規則第 63 条第 2 項による病気休暇の期間が引き続き 1 年を超える場合
 - 4 前項各号に掲げる病気休暇（前項第 1 号にあってはその後に引き続く欠勤の期間を含

む。以下同じ。)により引き続き勤務しない期間(以下「病気休暇等の期間」という。)の期間の計算にあたって、病気休暇等と病気休暇等の間の期間(以下「休暇間の期間」という。)がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、前後の病気休暇等の期間は通算しない。

(1) 休暇間の期間に勤務した日(1日未満の欠勤及び宿日直勤務を除く。以下同じ。)がない場合

当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇等の期間を病気休暇等の期間とする。

(2) 休暇間の期間に勤務した日がある場合

当該休暇間の期間が90日未満(休暇間の期間の直前の病気休暇等の期間に精神疾患によるものであると認められる病気休暇が含まれる場合は180日未満)である場合は、その前後の病気休暇等の期間を通算する。

(勤務1日又は1時間当たりの給料額)

第46条 前条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料(調整額を含む)の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。

「給料(調整額を含む)の月額」

「週勤務時間」×52/12

3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「週勤務時間」=「週所定勤務時間」-「週所定勤務時間」×「年間祝日等日数」÷365

4 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

5 第3項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

(給料の減額の方法)

第47条 第45条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

(管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当の減額)

第48条 教職員が所定の時間勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日当たりの管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当を、その者に支給すべき管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当から減額する。

(1) 勤務時間等規程第20条に規定する年次有給休暇

- (2) 勤務時間等規程第 27 条第 1 項に規定する特別休暇
 - (3) 勤務時間等規程第 33 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- 2 勤務成績が著しく不良である教職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。
- 3 第 1 項の勤務 1 日当たりの手当額の計算にあたっては、第 46 条第 1 項の規定を準用して計算する。

(地域手当の減額)

第 49 条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料及び給料の調整額の月額にかかる部分については、第 45 条及び第 46 条の規定を準用し、減額する。

- 2 地域手当のうち、管理職手当にかかる部分については、第 48 条の規定を準用し、減額するものとする。

(扶養手当、住居手当、単身赴任手当の減額)

第 50 条 第 45 条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は減額しない。

第 7 章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

(計算期間)

第 51 条 給与は、本規程、通勤手当規程、特殊勤務手当規程、期末手当規程その他本規程の関係規程（以下「本規程等」という。）において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

(支払日)

第 52 条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当については、翌月の支給日に支給する。

- 2 前項に定める給与の支給日は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

- (1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日等」という。） その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が祝日等であるもの その前々日
- (3) 土曜日 その前日

(退職者等への給与支払)

第 53 条 給与の支給日（以下「支給日」という。）後において新たに教職員となった者及び

支給日前において離職し、又は死亡した教職員に係る給与については、その日以後速やかに支給するものとする。

(非常時の給与支払)

第 54 条 教職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合においては、第 51 条及び第 52 条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

- (1) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合
- (3) 教職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により 1 週間以上にわたって帰郷する場合

(給与の支払方法)

第 55 条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、教職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該教職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を給与から控除することができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント教職員の給与の支払方法については、大阪府立大学クロスアポイントメント制度に関する規程第 5 条及び大阪市立大学クロスアポイントメント制度に関する規程第 7 条に定める協定に基づき、別段の取扱いをすることができるものとする。

第 8 章 再雇用職員の給与

(再雇用職員の給与)

第 56 条 次条に定義する再雇用職員の給与について、本章に定めのある事項はその定めによるものとする。

- 2 再雇用職員の給与は、給料、職務負担手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(定義)

第 57 条 再雇用職員とは、公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）の適用を受ける者をいい、この規程における次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 2 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 38 時間 45 分である者をいう。
- (2) パートタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 3 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 37 時間 30 分を超えない者をいう。

(給料)

第 58 条 再雇用職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 新たに再雇用職員となった者の給料月額、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職員 その者が占める職務に適用される給料表及び職務の級の再雇用の欄に掲げる金額

(2) パートタイム再雇用職員 前号の金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1円未満の端数は切り捨てる。）

$$\frac{1 \text{ 週当たりの所定勤務時間}}{38.75}$$

38.75

(昇格)

第 59 条 再雇用職員は、昇格しない。

(昇給)

第 60 条 再雇用職員は、昇給しない。

(通勤手当)

第 61 条 再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより通勤手当を支給する。

(1) 所定勤務日数が週 4 日以上の場合 第 24 条の規定を準用する。

(2) 所定勤務日数が週 4 日に満たない場合 通勤手当の額は、次に定めるところによる。ただし、1 月当たりの額が 55,000 円を超えることとなる場合については、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

ア 交通機関を利用する場合 1 月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1 月の勤務の往復にかかる回数分の利用区間にかかる片道普通乗車券の購入価格を支給する。ただし、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 1 キロメートル未満のものには支給しないものとする。

イ 自転車等を利用する場合 1 月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与支給日に、使用距離に応じて 1 日当たり次の額を支給する。ただし、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満のものには支給しないものとする。

使用距離 (片道)	1 日当たりの額
5 キロメートル未満	100 円
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	200 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	350 円
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	490 円
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	630 円

25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	770 円
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	910 円
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	1,050 円
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	1,190 円
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	1,280 円
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	1,370 円
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	1,450 円
60 キロメートル以上	1,540 円

(3) 特別の事情により、前2号の規定によることが困難であると理事長が認める者 理事長が個別に定める。

(時間外勤務手当)

第 62 条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務した再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて時間外勤務手当を支給する。

- (1) フルタイム再雇用職員 第 29 条の規定を準用する。
- (2) パートタイム再雇用職員 勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - ア 所定の勤務日における勤務（イに掲げるものを除く。） 100 分の 100
 - イ 所定の勤務日における勤務のうち、所定の勤務時間と所定の勤務時間以外の時間を通算して 7 時間 45 分を超える場合のその超える時間における勤務 100 分の 125
 - ウ 所定の休日における勤務（エ及びオに掲げるものを除く。） 100 分の 100
 - エ 所定の休日における勤務のうち、7 時間 45 分を超える場合のその超える時間における勤務（オに掲げるものを除く。） 100 分の 125
 - オ 所定の休日における勤務のうち、所定の勤務日と所定の休日における勤務日を通算して週 5 日を超える場合のその超える日における勤務 100 分の 135
 - カ アからオまでに掲げる勤務が、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間になされる場合は、当該勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に、アからオまでのそれぞれに応じて定める割合に 100 分の 25 を加算する。

第 9 章 雑則

(給与を受ける権利の処分禁止)

第 63 条 教職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

(給与の支給額の端数計算)

第 64 条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(追給の限度)

第 65 条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して 2 年を経過していない分に限り追給するものとする。

(戻入の限度)

第 66 条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払いが生じた支給日の翌日から起算して 5 年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

(この規程により難しい場合の措置)

第 67 条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
- (2) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
- (3) 旧府大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則をいう。
- (4) 旧府大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程をいう。
- (5) 旧市大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則をいう。
- (6) 旧市大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程をいう。
- (7) 府大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧府大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
- (8) 市大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧市大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
- (9) 府大区分教職員 この規程が適用される教職員で、中百舌鳥事業場、羽曳野事業場、りんくう事業場及び法人事務局事業場で勤務するもの（前 2 号の教職員を除く。）をいう。
- (10) 市大区分教職員 この規程が適用される教職員で、杉本地区事業場、阿倍野地区（医学部）事業場、阿倍野地区（医学部附属病院）事業場、阿倍野地区（MedCity21）事業場及び私市地区事業場で勤務するもの（第 7 号及び第 8 号の教職員を除く。）をいう。

う。

(11) 市大区分課長代理級 市大承継教職員及び市大区分教職員（再雇用規程の適用を受ける者を除く。）のうち、昇給等規程別表第1において一般職給料表(1)4級が適用される職務にあるものをいう。

(合併に伴う特例措置)

3 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における府大承継教職員及び府大区分教職員の給与については、第56条第1項、第57条から第60条まで並びに第63条から第66条までの規定を除き、旧府大法人給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。

4 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における市大承継教職員及び市大区分教職員の給与については、第56条第1項、第57条から第60条まで並びに第63条から第66条までの規定を除き、旧市大法人給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。なお、第57条第2号に定めるパートタイム再雇用職員については、第45条の規定にかかわらず、大阪市立大学短時間勤務教職員給与規程第15条の規定を準用する。

5 本則の規定にかかわらず、市大区分課長代理級の別に規程で定める日までの期間における給与については、別に定める。

(給料表その他の切替えにかかる措置)

6 附則第3項及び第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了及び本則の適用にかかる取扱いについては、公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程に定める。

(経過措置)

7 市大承継教職員のうち合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程に規定する教育職給料表の適用を受けていた者について、附則第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了後に適用する給料表は、第4条の規定にかかわらず、附則別表を適用するものとし、第19条第2項中「100分の11」とあるのは「100分の16」とする。

(管理職手当の特例)

8 第12条第1項の規定により管理職手当を支給される教職員のうち、別表第6(1)に掲げる職にあるものの管理職手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、当分の間、同項の規定による額から、同項の規定による額に100分の5を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得られる額とする。

附則別表

号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	191,900	254,000	283,900	331,800
2	194,000	256,200	286,400	334,300
3	196,100	258,400	288,900	336,800

4	198,200	260,600	291,400	339,300
5	202,000	264,100	294,000	341,900
6	204,100	266,400	296,500	344,400
7	206,200	268,700	299,000	346,900
8	208,300	271,000	301,500	349,400
9	212,100	274,200	304,000	352,000
10	214,200	276,500	306,500	354,600
11	216,300	278,800	309,000	357,200
12	218,400	281,100	311,500	359,800
13	222,200	283,900	314,000	362,100
14	224,300	286,200	316,500	364,700
15	226,400	288,500	319,000	367,300
16	228,500	290,800	321,500	369,900
17	232,300	292,600	323,800	372,200
18	234,400	294,900	326,300	374,900
19	236,500	297,200	328,800	377,600
20	238,600	299,500	331,000	380,200
21	242,400	300,700	331,800	382,400
22	244,500	302,900	334,300	385,100
23	246,600	305,100	336,700	387,800
24	248,700	307,100	339,000	390,500
25	252,500	308,400	339,700	392,700
26	254,600	310,600	342,100	395,300
27	256,700	312,800	344,500	397,900
28	258,800	314,700	346,600	400,500
29	262,600	316,100	347,600	402,800
30	264,700	318,200	349,800	405,500
31	266,800	320,300	352,000	408,200
32	268,900	322,200	354,100	410,600
33	272,100	323,500	355,100	412,700
34	274,200	325,600	357,400	415,400
35	276,300	327,700	359,500	418,000
36	278,400	329,600	361,400	420,400
37	280,800	330,900	362,500	422,500
38	282,900	333,000	364,600	425,100

39	285,000	335,100	366,600	427,600
40	287,100	336,900	368,200	430,100
41	288,900	338,200	369,800	432,100
42	291,000	340,300	371,900	434,800
43	293,100	342,400	374,000	437,400
44	295,200	344,300	375,800	440,000
45	296,600	345,100	376,700	441,700
46	298,700	347,200	378,700	444,400
47	300,800	349,300	380,700	447,100
48	302,900	351,000	382,500	449,600
49	303,700	351,800	383,600	451,200
50	305,600	353,900	385,600	453,900
51	307,500	355,800	387,600	456,600
52	309,300	357,700	389,400	459,200
53	310,800	358,300	390,500	460,700
54	312,400	360,300	392,500	463,200
55	313,900	362,100	394,500	465,800
56	315,200	363,700	396,200	468,400
57	316,200	364,700	397,300	470,200
58	317,600	366,700	399,300	472,700
59	319,000	368,400	401,300	475,400
60	320,200	370,000	403,200	477,900
61	321,400	370,900	404,000	479,500
62	322,800	372,900	406,000	482,000
63	324,200	374,700	408,000	484,500
64	325,400	376,400	409,800	486,900
65	326,600	377,100	410,500	487,900
66	328,000	379,000	412,300	490,300
67	329,400	380,800	414,100	492,700
68	330,500	382,600	415,900	495,100
69	331,600	383,300	416,900	496,300
70	333,000	385,200	418,600	498,600
71	334,400	387,100	420,300	500,900
72	335,700	388,900	422,000	503,100
73	336,200	389,400	423,300	504,300

74	337,600	391,200	425,000	506,600
75	339,000	393,000	426,700	508,900
76	340,300	394,500	428,200	511,000
77	340,800	395,500	429,500	512,200
78	342,200	397,200	431,200	514,100
79	343,600	398,900	432,900	516,000
80	344,900	400,400	434,400	517,900
81	345,200	401,500	435,700	519,500
82	346,600	403,200	437,300	520,800
83	348,000	404,900	438,900	522,100
84	349,300	406,400	440,400	523,200
85	349,600	407,500	441,800	524,300
86	351,000	409,200	443,400	525,500
87	352,400	410,900	445,000	526,700
88	353,700	412,500	446,300	527,700
89	354,000	413,500	447,300	528,300
90	355,300	414,900	448,900	529,500
91	356,600	416,300	450,500	530,700
92	357,800	417,700	452,100	531,700
93	358,400	419,100	452,800	532,200
94	359,600	420,200	454,100	533,100
95	360,500	421,300	455,400	534,000
96	361,300	422,400	456,600	534,700
97	361,700	423,400	457,200	535,600
98	362,800	424,500	458,300	536,500
99	363,600	425,400	459,400	537,400
100	364,400	426,300	460,300	538,100
101	364,900	426,500	461,100	538,700
102	365,800	427,500	462,200	539,600
103	366,600	428,400	463,200	540,500
104	367,400	429,100	464,000	541,200
105	368,100	429,600	464,500	541,600
106	369,000	430,600	465,500	542,500
107	369,900	431,600	466,500	543,400
108	370,700	432,400	467,200	544,000

109	371,300	432,700	467,900	544,500
110	372,200	433,600	468,900	545,400
111	373,100	434,500	469,900	546,100
112	373,900	435,300	470,700	546,800
113	374,400	435,800	471,300	547,300
114	375,300	436,500	472,300	548,200
115	376,200	437,300	473,200	548,900
116	376,900	437,800	473,900	549,600
117	377,500	438,000	474,600	549,900
118	378,400		475,600	550,700
119	379,200		476,600	551,400
120	380,000		477,400	552,000
121	380,500		477,700	552,200
122	381,400			
123	382,200			
124	383,000			
125	383,500			
126	384,400			
127	385,200			
128	386,000			
129	386,500			
130	387,400			
131	388,300			
132	389,100			
133	389,500			
134	390,400			
135	391,300			
136	391,700			
137	392,000			

備考 この給料表は、附則第7項の適用を受ける教員に適用する。

別表第1 一般職給料表(1)

号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	139,600	228,200	260,800	347,700
2	140,700	230,400	262,600	350,000
3	141,900	232,400	264,400	352,200
4	143,000	234,300	266,300	354,600
5	144,100	236,100	268,300	356,900
6	145,200	237,800	270,500	359,200
7	146,300	239,600	272,600	361,400
8	147,400	241,400	274,800	363,700
9	148,500	243,100	277,100	365,900
10	149,900	244,900	279,300	368,100
11	151,200	246,800	281,400	370,200
12	152,500	248,700	283,600	372,400
13	153,800	250,300	285,800	374,600
14	155,300	252,200	287,900	376,800
15	156,800	253,900	290,000	378,900
16	158,400	255,700	292,100	381,100
17	159,700	257,400	294,400	383,400
18	161,200	259,400	296,600	385,600
19	162,700	261,300	298,700	387,700
20	164,200	263,300	300,900	389,900
21	165,600	265,200	303,100	391,900
22	168,300	267,100	305,300	393,700
23	170,900	268,900	307,400	395,300
24	173,500	270,800	309,600	397,000
25	176,200	272,700	311,900	398,700
26	177,900	274,600	314,000	400,200
27	179,600	276,400	316,100	401,800
28	181,300	278,300	318,200	403,400
29	182,800	280,100	320,300	404,900
30	184,600	282,000	322,400	406,100
31	186,200	283,800	324,500	407,200
32	188,000	285,600	326,600	408,400
33	189,500	287,400	328,600	409,500

34	191,300	289,300	330,800	410,700
35	192,900	291,100	332,800	411,900
36	194,700	293,000	334,900	413,100
37	195,800	294,600	336,800	414,000
38	197,500	296,400	338,900	414,700
39	199,200	298,200	341,000	415,400
40	200,700	300,000	343,100	416,100
41	202,900	301,800	345,000	416,800
42	205,000	303,500	347,000	417,500
43	206,900	305,100	349,000	418,100
44	209,000	306,800	351,000	418,500
45	210,900	308,500	352,900	419,000
46	212,500	310,200	354,800	419,300
47	214,200	311,900	356,700	419,500
48	216,200	313,600	358,600	419,700
49	218,200	314,900	360,300	419,900
50	220,000	316,500	361,800	420,100
51	222,100	318,100	363,300	420,300
52	224,200	319,700	364,800	420,500
53	226,200	321,300	366,100	420,700
54	228,000	322,900	367,200	420,900
55	229,700	324,500	368,300	421,100
56	231,500	326,000	369,400	421,300
57	233,400	327,400	370,300	421,500
58	234,900	328,600	371,400	421,700
59	236,700	329,800	372,500	421,900
60	238,400	330,900	373,600	422,100
61	240,200	331,600	374,400	422,300
62	241,600	332,500	375,100	422,500
63	243,100	333,400	375,700	422,700
64	244,400	334,200	376,400	422,900
65	245,900	334,800	376,700	423,100
66	247,300	335,500	377,400	423,300
67	248,800	336,300	378,100	423,500
68	250,300	337,100	378,800	423,700

69	251,900	337,800	379,100	423,900
70	253,100	338,500	379,800	424,100
71	254,700	339,200	380,500	424,300
72	256,300	339,900	381,200	424,500
73	257,900	340,200	381,800	424,700
74	259,100	340,800	382,500	
75	260,500	341,400	383,200	
76	261,900	342,000	383,900	
77	263,300	342,300	384,100	
78	264,500	342,800	384,500	
79	265,900	343,300	384,800	
80	267,300	343,800	385,100	
81	268,700	344,200	385,400	
82	269,900	344,700	385,700	
83	271,200	345,100	386,000	
84	272,500	345,600	386,300	
85	273,800	345,800	386,700	
86	274,800	346,300	387,000	
87	276,100	346,700	387,400	
88	277,400	347,200	387,800	
89	278,700	347,500	388,000	
90	279,800	348,000	388,200	
91	280,900	348,500	388,400	
92	282,000	349,000	388,600	
93	283,100	349,200	388,800	
94	284,100	349,500	389,000	
95	285,100	350,000	389,200	
96	286,100	350,500	389,400	
97	287,100	350,700	389,600	
98	287,900	351,100	389,800	
99	288,800	351,500	390,000	
100	289,700	351,700	390,200	
101	290,600	351,900	390,400	
102	291,500	352,100		
103	292,300	352,300		

104	293,100	352,500		
105	293,900	352,800		
106	294,500	353,000		
107	295,000	353,200		
108	295,500	353,400		
109	296,000	353,600		
110	296,600	353,800		
111	297,000	354,000		
112	297,400	354,200		
113	297,800	354,400		
114	298,200			
115	298,700			
116	299,000			
117	299,300			
118	299,600			
119	300,000			
120	300,400			
121	300,800			
122	301,200			
123	301,600			
124	302,000			
125	302,400			
126	302,800			
127	303,200			
128	303,600			
129	304,000			
130	304,400			
131	304,600			
132	304,800			
133	305,000			
134	305,200			
135	305,400			
136	305,600			
137	305,800			
138	306,000			

139	306,200			
140	306,400			
141	306,600			
142	306,800			
143	307,000			
144	307,200			
145	307,400			
再雇用	231,500	249,500	272,200	297,200

備考：この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第2 一般職給料表(2)

号給	1 級	2 級	3 級
1	131,600	241,500	289,600
2	132,500	243,200	291,500
3	133,600	244,900	293,500
4	134,500	246,600	295,500
5	135,500	248,300	297,400
6	136,600	249,800	299,300
7	137,600	251,300	301,200
8	138,700	252,700	303,200
9	139,500	254,000	304,900
10	140,600	255,100	306,600
11	141,600	256,300	308,300
12	142,800	257,400	310,000
13	143,600	258,500	311,600
14	144,600	259,600	313,200
15	145,700	260,800	314,800
16	146,700	261,900	316,300
17	147,900	263,100	317,900
18	149,100	264,200	319,500
19	150,400	265,400	321,100
20	151,700	266,500	322,600
21	152,800	267,800	324,200

22	154,100	268,900	325,800
23	155,300	270,100	327,300
24	156,600	271,400	328,900
25	157,800	272,400	330,500
26	159,400	273,600	331,900
27	160,800	274,700	333,400
28	162,200	275,900	334,900
29	163,700	277,000	336,100
30	165,200	278,300	337,500
31	166,600	279,300	338,800
32	168,100	280,500	340,200
33	169,700	281,200	341,500
34	171,100	282,400	342,700
35	172,700	283,500	344,000
36	174,000	284,600	345,200
37	175,400	285,400	346,400
38	176,900	286,200	347,400
39	178,400	287,100	348,600
40	179,800	287,900	349,700
41	181,200	288,700	350,700
42	182,600	289,600	351,600
43	184,100	290,400	352,700
44	185,600	291,200	353,600
45	186,800	292,100	354,200
46	188,100	292,900	355,100
47	189,300	293,700	355,900
48	190,600	294,600	356,600
49	191,700	295,400	357,400
50	193,000	296,300	358,200
51	194,200	297,100	359,000
52	195,500	297,900	359,900
53	196,600	298,800	360,500
54	197,900	299,600	361,200
55	199,200	300,400	362,000
56	200,300	301,300	362,600

57	201,600	302,100	363,100
58	202,800	303,000	363,800
59	204,100	303,800	364,400
60	205,300	304,600	365,000
61	206,500	305,500	365,400
62	207,700	306,300	365,800
63	209,000	307,100	366,400
64	210,100	308,000	366,900
65	211,400	308,800	367,200
66	212,700	309,700	367,600
67	213,800	310,500	368,000
68	215,000	311,300	368,500
69	216,200	312,100	368,800
70	217,400	312,900	
71	218,500	313,700	
72	219,900	314,600	
73	220,700	315,300	
74	221,900	316,100	
75	223,100	317,000	
76	224,300	317,800	
77	225,200	318,500	
78	226,400	319,400	
79	227,700	320,200	
80	229,000	321,100	
81	229,600	321,800	
82	230,900	322,600	
83	232,000	323,500	
84	233,200	324,300	
85	234,000	325,000	
86	235,000	325,900	
87	236,200	326,700	
88	237,400	327,500	
89	238,300	328,300	
90	239,400	329,100	
91	240,500	329,900	

92	241,600	330,800	
93	242,500	331,500	
94	243,500	332,400	
95	244,600	333,200	
96	245,500	334,000	
97	246,600	334,700	
98	247,500	335,400	
99	248,400	336,200	
100	249,500	337,100	
101	250,200	337,700	
102	251,100	338,400	
103	252,000	339,200	
104	252,800	339,900	
105	253,300	340,600	
106	254,000	341,400	
107	254,500	342,100	
108	255,100	342,800	
109	255,600	343,400	
110	256,100	344,000	
111	256,600	344,500	
112	257,100	345,000	
113	257,600	345,500	
114	258,100	346,000	
115	258,500	346,500	
116	258,900	347,000	
117	259,300	347,400	
118	259,700		
119	260,200		
120	260,600		
121	261,000		
122	261,400		
123	261,800		
124	262,100		
125	262,700		
126	263,100		

127	263, 500		
128	263, 900		
129	264, 200		
130	264, 700		
131	265, 100		
132	265, 500		
133	265, 800		
134	266, 200		
135	266, 600		
136	267, 100		
137	267, 400		
138	267, 800		
139	268, 200		
140	268, 600		
141	268, 900		
142	269, 400		
143	269, 800		
144	270, 200		
145	270, 400		
146	270, 800		
147	271, 300		
148	271, 700		
149	271, 900		
150	272, 300		
151	272, 700		
152	273, 100		
153	273, 300		
154	273, 800		
155	274, 200		
156	274, 600		
157	274, 800		
158	275, 200		
159	275, 600		
160	276, 100		
161	276, 300		

162	276,700		
163	277,100		
164	277,500		
165	277,700		
166	278,200		
167	278,600		
168	279,000		
169	279,200		
170	279,600		
171	280,000		
172	280,500		
173	280,700		
174	281,100		
175	281,600		
176	282,100		
177	282,400		
再雇用	231,500	249,500	272,200

備考：この給料表は、技能職員に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第3 教育職給料表

号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	209,200	273,500	326,200	419,400
2	211,400	276,600	329,700	421,900
3	213,600	279,700	333,200	424,600
4	215,800	283,000	336,800	427,200
5	217,900	286,100	340,100	429,700
6	220,100	289,000	344,000	432,300
7	222,300	292,000	347,400	434,800
8	224,500	294,800	350,900	437,400
9	226,800	297,400	354,000	440,200
10	229,200	300,500	357,700	442,600
11	231,600	303,500	361,000	445,000
12	234,000	306,500	364,400	447,500

13	236,300	309,200	367,500	449,900
14	238,700	311,800	370,100	452,300
15	241,100	314,400	372,900	454,900
16	243,500	317,000	375,700	457,400
17	245,800	319,400	378,200	459,600
18	249,300	322,200	380,400	462,000
19	252,800	324,900	382,600	464,500
20	256,300	327,800	385,100	467,000
21	259,800	330,000	387,200	469,300
22	263,400	332,900	389,300	471,600
23	267,000	335,700	391,400	473,900
24	270,300	338,600	393,600	476,200
25	273,700	340,900	395,800	478,500
26	276,800	343,600	397,800	480,800
27	280,100	346,000	399,700	483,000
28	283,100	348,600	401,700	485,300
29	286,200	351,100	403,800	487,600
30	288,800	353,400	405,700	489,800
31	291,300	355,700	407,500	491,900
32	293,800	358,100	409,400	494,100
33	296,500	360,000	411,200	496,200
34	299,500	362,200	413,100	498,400
35	302,200	364,400	415,100	500,500
36	305,100	366,700	417,000	502,700
37	308,100	369,200	418,900	504,900
38	310,400	371,400	420,600	506,700
39	312,600	373,400	422,200	508,400
40	315,200	375,600	423,900	510,200
41	317,400	377,800	425,700	512,100
42	318,400	379,800	427,300	514,200
43	319,600	381,700	428,800	516,000
44	320,900	383,700	430,500	517,900
45	321,800	385,900	432,200	519,600
46	323,000	387,700	433,700	521,100
47	324,100	389,500	435,200	522,800

48	325,300	391,400	436,900	524,300
49	326,400	393,200	438,500	526,000
50	327,600	395,000	439,500	527,600
51	328,600	396,700	440,600	529,000
52	329,900	398,500	441,700	530,600
53	330,800	400,100	443,000	532,000
54	332,000	401,700	444,000	533,300
55	333,200	403,100	444,800	534,500
56	334,400	404,600	445,800	536,000
57	335,500	406,300	446,700	537,400
58	336,700	407,800	447,700	538,300
59	337,600	409,300	448,500	539,100
60	338,800	410,700	449,400	540,000
61	340,000	412,100	450,400	540,900
62	341,200	413,600	451,500	541,400
63	342,400	415,100	452,500	541,900
64	343,600	416,600	453,600	542,400
65	344,500	418,000	454,600	543,100
66	345,600	418,900	455,600	543,900
67	346,500	420,100	456,600	544,300
68	347,800	421,200	457,600	544,700
69	349,100	422,300	458,300	545,000
70	350,100	423,100	459,200	545,500
71	351,100	423,900	460,000	546,000
72	352,300	424,700	460,900	546,400
73	353,300	425,500	461,900	546,800
74	354,300	426,300	462,500	547,200
75	355,100	426,900	463,200	547,700
76	356,200	427,600	463,900	548,100
77	357,200	428,500	464,700	548,400
78	358,200	429,100	465,300	548,700
79	359,100	429,700	466,000	549,000
80	360,100	430,200	466,700	549,300
81	361,200	430,600	467,400	549,600
82	362,200	431,100	468,200	549,900

83	363,200	431,600	468,900	550,200
84	364,200	432,200	469,600	550,500
85	365,000	432,500	470,100	550,700
86	365,600	433,100	470,700	550,900
87	366,300	433,700	471,500	551,100
88	367,000	434,300	472,200	551,300
89	367,800	434,600	472,700	551,500
90	368,200	435,200	473,400	551,700
91	368,700	435,800	474,100	551,900
92	369,300	436,400	474,800	552,100
93	369,800	436,900	475,300	552,300
94	370,100	437,400	475,700	552,400
95	370,500	437,900	476,000	552,500
96	371,000	438,400	476,300	552,600
97	371,500	438,800	476,600	
98	371,900	439,200	476,900	
99	372,300	439,500	477,200	
100	372,900	439,900	477,300	
101	373,300	440,300	477,400	
102	373,800	440,700	477,500	
103	374,300	441,100	477,600	
104	374,700	441,400	477,700	
105	375,200	441,700	477,800	
106	375,700	442,100		
107	376,400	442,600		
108	376,900	443,200		
109	377,400	443,700		
110	377,900	444,100		
111	378,300	444,700		
112	378,800	445,300		
113	379,300	445,800		
114	379,800	446,300		
115	380,400	446,800		
116	380,900	447,400		
117	381,400	447,900		

118	381,900	448,400		
119	382,300	448,800		
120	382,800	449,100		
121	383,200	449,400		
122	383,600	449,700		
123	384,000	449,900		
124	384,400	450,200		
125	384,900	450,400		
126	385,400	450,700		
127	385,800	450,800		
128	386,300	450,900		
129	386,800	451,100		
130	387,300	451,300		
131	387,900	451,400		
132	388,400	451,500		
133	388,800	451,600		
134	389,300			
135	389,800			
136	390,300			
137	390,800			
138	391,300			
139	391,800			
140	392,300			
141	392,800			
142	393,200			
143	393,800			
144	394,300			
145	394,800			
146	395,300			
147	395,800			
148	396,300			
149	396,800			
150	397,300			
151	397,800			
152	398,200			

153	398,500			
154	398,700			
155	399,000			
156	399,200			
157	399,500			
158	399,700			
159	400,000			
160	400,300			
161	400,600			
162	400,800			
163	401,000			
164	401,200			
165	401,300			
166				
167				
168				
169				
170				
171				
172				
173				
174				
175				
176				
177				

備考：この表は、教員（教授、准教授、講師、助教及び助手である者をいう。）に適用する。

別表第4 看護職給料表(1)

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	199,500	269,500	315,500	350,400	396,900	432,600
2	201,700	270,900	316,700	351,400	397,600	433,300
3	204,400	272,400	317,800	352,400	398,400	434,100
4	206,800	273,900	319,000	353,500	399,100	434,800

5	209,200	275,300	320,100	354,500	399,800	435,500
6	211,700	276,800	321,300	355,600	400,600	436,300
7	213,900	278,300	322,400	356,600	401,300	437,000
8	215,300	279,700	323,600	357,700	402,000	437,700
9	216,700	281,200	324,700	358,700	402,800	438,400
10	218,300	282,700	325,900	359,800	403,500	439,200
11	219,900	284,100	327,000	360,800	404,200	439,900
12	221,400	285,600	328,200	361,900	405,000	440,600
13	223,000	287,100	329,300	362,900	405,700	441,400
14	224,600	288,500	330,500	364,000	406,400	442,100
15	226,200	290,000	331,600	365,000	407,200	442,800
16	227,700	291,400	332,800	366,000	407,900	443,600
17	229,300	292,900	333,900	367,100	408,600	444,300
18	230,900	294,400	334,600	368,100	409,400	445,000
19	232,400	295,800	335,200	369,200	410,100	445,800
20	234,000	297,300	335,800	370,200	410,800	446,500
21	235,600	298,800	336,400	371,300	411,600	447,200
22	237,100	299,500	337,100	372,300	412,300	448,000
23	238,700	300,200	337,700	373,400	413,000	448,700
24	240,300	301,000	338,300	374,400	413,800	449,400
25	241,800	301,700	338,900	375,500	414,500	450,200
26	243,400	302,400	339,600	376,500	415,200	450,900
27	245,000	303,200	340,200	377,600	416,000	451,600
28	246,600	303,900	340,800	378,600	416,700	452,400
29	248,100	304,600	341,500	379,600	417,400	453,100
30	249,700	305,400	342,100	380,200	418,200	453,800
31	251,300	306,100	342,700	380,700	418,900	454,600
32	252,800	306,800	343,300	381,200	419,600	455,300
33	253,600	307,600	344,000	381,700	420,300	456,000
34	254,300	308,000		382,300	421,100	456,800
35	255,000	308,400		382,800	421,800	457,500
36	255,800	308,800		383,300	422,500	458,200
37	256,500	309,200		383,800	423,300	459,000
38	257,200	309,700		384,400	424,000	459,700
39	258,000	310,100		384,900	424,700	460,400

40	258,700	310,500		385,400		461,200
41	259,400	310,900		385,900		461,900
42	260,200	311,300		386,400		462,600
43	260,900	311,700		387,000		463,400
44	261,600	312,200		387,500		464,100
45	262,000	312,600		388,000		464,800
46	262,500	313,000		388,500		465,500
47	262,900	313,400		389,100		466,300
48	263,300	313,800		389,600		467,000
49	263,700	314,300		390,100		467,700
50	264,100					468,500
51	264,600					469,200
52	265,000					469,900
53	265,400					470,700
54	265,800					
55	266,200					
56	266,600					
57	267,100					
58	267,500					
59	267,900					
60	268,300					

備考：この表は、看護師に適用する。

別表第5 給料の調整額

適用される給料表	教職員	支給額
一般職給料表(1)	(1) 管理区域（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第1条第1号に定める管理区域をいう。以下同じ。）内において、施設の点検又は保守の業務に直接従事することを常例とする技師のうち、理事長が特に認める者	12,900円
	(2) 管理区域に業務上立ち入る職員のうち、理事長が特に認める者	8,600円

一般職給料表(2)	医学部附属病院神経精神科病棟に勤務し、患者の看護の補助作業等の業務に従事することを主たる業務とする技能職員	6,500円
教育職給料表	(1) 大学院研究科において、教授、研究指導等の業務に従事する教員のうち、理事長が特に認める者	別に定める金額
	(2) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が1級であり、かつ理事長が特に認める者	27,750円
	(3) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が2級であり、かつ理事長が特に認める者	31,750円
	(4) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が3級であり、かつ理事長が特に認める者	33,500円
	(5) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が4級であり、かつ理事長が特に認める者	38,500円
	(6) 医学部附属病院において、感染症又は結核の予防救済に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員のうち中央臨床検査部、放射線科又は放射線治療科に勤務する者（課長級以上の職であるものを除く。）	10,800円
	(7) 医学部附属病院において、(6)に掲げる以外の診療等の業務に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員	8,100円

別表第6 管理職手当

(1) 大阪府立大学

	組 織	職	区 分
教育職給料表適用者		学長補佐	11種
		学長特別補佐	8種
		副学長	4種
		学系群長	10種
		学系長	
		部門長	
	教育推進本部	本部長	4種
		副本部長	10種
	研究推進本部	本部長	4種
		副本部長	10種
	国際・社会連携推進本部	本部長	4種
		副本部長	10種
	学部	学部長	4種
		副学部長	10種
	学域	学域長	4種
		副学域長	10種
		学類長	
	大学院研究科	研究科長	4種
		副研究科長	10種
		専攻長	10種
	高等教育推進機構	機構長	4種
		副機構長	10種
		基幹教育センター長	11種
		高等教育開発センター長	
		高度人材育成センター長	
	研究推進機構	機構長	4種
		放射線研究センター長	7種
		副機構長	10種
		21世紀科学研究センター長	11種
		生物資源開発センター長	
		BNCT研究センター長	

学術情報センター	学術情報センター図書館長	7種
情報基盤センター	情報基盤センター長	8種
学生センター	センター長	4種
	副学生センター長	10種
生産技術センター	センター長	7種
附属教育研究フィールド	フィールド長	7種
附属獣医臨床センター	センター長	7種
IR推進室・高大接続室・教育戦略室 ・研究公正推進室・研究戦略室・グ ローバル化推進室・生涯学習推進室 ・女性研究者支援室	室長	10種

職務の級	区 分 (支給割合)	管理職手当の月額
4級	3種 (100分の20)	106,800円
	4種 (100分の18)	96,100円
	5種 (100分の16)	85,500円
	7種 (100分の12)	64,100円
	8種 (100分の10)	53,400円
	10種 (100分の6)	32,000円
	11種 (100分の4)	21,300円

(2) 大阪市立大学

職	区分
副学長	1種甲
医学部附属病院長	
特命副学長	1種乙
研究院長	
研究科長	
教務担当部長、学生担当部長、入試担当部長	
医学部附属病院副院長 学術情報総合センター所長	
学長特別補佐	2種
都市研究プラザ所長、複合先端研究機構長、	

医学部附属刀根山結核研究所所長	3種
病院長補佐	
学術情報総合センター副所長及び学術情報総合センター医学分館長	
都市健康・スポーツ研究センター所長	
情報基盤センター所長	
理学部附属植物園長	
医学部附属病院の部長、医学部附属病院のセンター長 及び医学部附属病院の室長	
副研究科長	

区分	月額
1種甲	110,000円
1種乙	90,000円
2種	75,000円
3種	63,000円